

5 神広監第 14 号  
令和 5 年 7 月 24 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 上地 克明 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員職務執行者 磯部 圭太

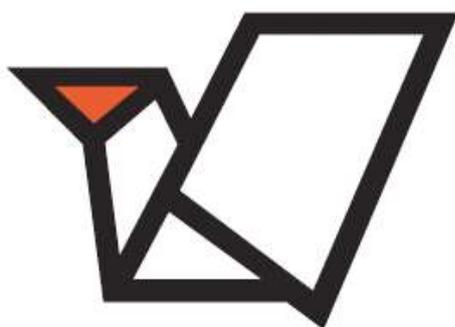
令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する第 233 条第 2 項の規定により審査に付された令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、その結果について、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準第 14 条第 4 項の規定に基づき次のとおり意見を提出する。



令和4年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合  
一般会計・後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書



神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員



令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書

第2 審査の期間

令和5年6月1日から同年7月24日まで

第3 審査の方法

令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査基準に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

## 第5 審査の概要

### 1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

#### (1) 総括

##### ア 決算状況

令和4年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額	
総額	1,040,367,664,000	1,043,553,895,748	1,032,196,201,325	11,357,694,423	
内訳	一般会計	4,792,279,000	4,957,118,641	4,410,747,223	546,371,418
	後期高齢者医療特別会計	1,035,575,385,000	1,038,596,777,107	1,027,785,454,102	10,811,323,005

本年度は、予算現額 1兆403億6,766万4,000円 に対し

歳入 1兆435億5,389万5,748円 (予算現額に対する割合 100.31%)

歳出 1兆321億9,620万1,325円 (予算現額に対する割合 99.21%)

差引額 113億5,769万4,423円 である。

## イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表 (単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比率	
歳入	1,043,553,895,748	1,012,708,399,321	30,845,496,427	103.05%	
歳出	1,032,196,201,325	990,990,585,369	41,205,615,956	104.16%	
歳入歳出差引額 A	11,357,694,423	21,717,813,952	△ 10,360,119,529	52.30%	
内 訳	一般会計	546,371,418	601,611,649	△ 55,240,231	90.82%
	後期高齢者医療特別会計	10,811,323,005	21,116,202,303	△ 10,304,879,298	51.20%
翌年度に繰り越すべき財源 B	0	0	0	—	
内 訳	一般会計	0	0	0	—
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	—
実質収支 C(=A-B)	11,357,694,423	21,717,813,952	△ 10,360,119,529	52.30%	
単年度収支 C-(前年度C)	△ 10,360,119,529	△ 18,687,089,262	8,326,969,733	—	

(注) ・前年度比率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

・令和4年度は、「保健事業費」及び「保健事業等支援基金費」が、一般会計から特別会計に移行している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は 308億4,549万6,427円 (3.05%) の増、歳出額は 412億561万5,956円(4.16%) の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 113億5,769万4,423円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額217億1,781万3,952円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は103億6,011万9,529円 の減となっている。

(2) 一般会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入 済額との比較 C-A	不納欠損額 D	収入未済額 B-C-D	収入率 C/A
分担金及び 負担金	2,406,836,000	2,406,836,000	2,406,836,000	0	0	0	100.00%
国庫支出金	1,241,112,000	1,405,843,517	1,405,843,517	164,731,517	0	0	113.27%
財産収入	43,000	25,786	25,786	△ 17,214	0	0	59.97%
繰入金	542,649,000	542,649,000	542,649,000	0	0	0	100.00%
繰越金	601,612,000	601,611,649	601,611,649	△ 351	0	0	100.00%
諸収入	27,000	152,689	152,689	125,689	0	0	565.51%
計	4,792,279,000	4,957,118,641	4,957,118,641	164,839,641	0	0	103.44%

(注) 収入率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

収入済額は、49億5,711万8,641円であり、予算現額(47億9,227万9,000円)に比べ、1億6,483万9,641円 の増であった。

収入済額が 増加した主な理由としては、国庫支出金が1億6,473万1,517円増加したためである。

予算現額(47億9,227万9,000円)に対する収入率は103.44%である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0円である。

## イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	執行率 B/A
議 会 費	1,468,000	897,827	0	570,173	61.16%
総 務 費	4,780,811,000	4,409,849,396	0	370,961,604	92.24%
予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00%
計	4,792,279,000	4,410,747,223	0	381,531,777	92.04%

(注) 執行率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

支出済額は、44億1,074万7,223円であった。

予算現額(47億9,227万9,000円)に対する執行率は92.04%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、3億8,153万1,777円が不用額となった。

支出済額(44億1,074万7,223円)の内訳は、総務費44億984万9,396円が大部分を占めている。総務費の主な内訳は、電算システム関係費 9億5,633万8,230円、資格管理事業費 9億260万294円、給付関係事業費 6億5,999万6,483円、広域連合運営管理費 5億4,943万3,276円、医療費適正化事業費 5億2,073万4,937円、広域連合事業費負担金 3億9,487万4,852円であり、これらで総務費の90.34%を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と 収入済額 との比較 C-A	不納欠損額 D	収入未済額 B-C-D	収入率 C/A
市 町 村 支 出 金	207,863,218,000	207,663,477,133	207,663,477,133	△ 199,740,867	0	0	99.90%
国 庫 支 出 金	285,893,172,000	293,940,864,785	293,940,864,785	8,047,692,785	0	0	102.81%
県 支 出 金	84,496,818,000	82,017,915,000	82,017,915,000	△ 2,478,903,000	0	0	97.07%
支 払 基 金 交 付 金	426,589,536,000	424,326,328,000	424,326,328,000	△ 2,263,208,000	0	0	99.47%
特別高額医療費 共同事業交付金	498,922,000	563,381,314	563,381,314	64,459,314	0	0	112.92%
財 産 収 入	368,000	190,491	190,491	△ 177,509	0	0	51.76%
繰 入 金	7,966,677,000	7,966,676,588	7,966,676,588	△ 412	0	0	100.00%
繰 越 金	21,116,203,000	21,116,202,303	21,116,202,303	△ 697	0	0	100.00%
県財政安定化基金 借 入 金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00%
諸 収 入	1,150,470,000	1,109,356,679	1,001,741,493	△ 148,728,507	7,554,623	100,060,563	87.07%
計	1,035,575,385,000	1,038,704,392,293	1,038,596,777,107	3,021,392,107	7,554,623	100,060,563	100.29%

(注) 収入率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

収入済額は、1兆385億9,677万7,107円であり、予算現額(1兆355億7,538万5,000円)に比べ、30億2,139万2,107円の増であった。

収入済額が増加した主な理由としては、国庫支出金が80億4,769万2,785円増加したためである。

また、収入未済額は1億6万563円、不納欠損額は755万4,623円で、雑入(第三者納付金、返納金)において発生している。

## イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不用額 A - (B+C)	執行率 B/A
保 険 給 付 費	1,006,622,610,000	1,000,441,476,381	0	6,181,133,619	99.39%
特別高額医療費 共同事業拠出金	665,230,000	570,989,054	0	94,240,946	85.83%
保 健 事 業 費	5,191,871,000	3,885,799,325	0	1,306,071,675	74.84%
基 金 積 立 金	7,543,697,000	7,543,519,491	0	177,509	100.00%
公 債 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00%
諸 支 出 金	15,450,977,000	15,343,669,851	0	107,307,149	99.31%
予 備 費	100,000,000	0	0	100,000,000	0.00%
計	1,035,575,385,000	1,027,785,454,102	0	7,789,930,898	99.25%

(注) 執行率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

支出済額は、1兆277億8,545万4,102円であった。

予算現額1兆355億7,538万5,000円に対する執行率は99.25%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、77億8,993万898円が不用額となった。

支出済額1兆277億8,545万4,102円の内訳は、保険給付費1兆4億4,147万6,381円が大部分を占めている。

保険給付費の内訳は、療養給付費等(療養給付費、療養費等、高額療養費、高額療養費外来年間合算、高額介護合算療養費) 9,949億5,166万8,894円、審査支払手数料 23億63万7,318円、葬祭費 31億8,440万円、傷病手当金 477万169円である。

## 2 実質収支に関する調書の審査

### (1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

#### ア 一般会計

#### 実 質 収 支 額

(単位：円)

歳入歳出差引額 A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A－B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
546,371,418	0	0	0	546,371,418

#### イ 後期高齢者医療特別会計

#### 実 質 収 支 額

(単位：円)

歳入歳出差引額 A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A－B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
10,811,323,005	0	0	0	10,811,323,005

### (2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

### 3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、令和4年度中に公有財産、重要な物品及び債権の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。令和4年度末の現在高は161億8,051万6,502円である。

財政調整基金は、被保険者証の一斉更新業務を行うための臨時的経費が2年毎に必ず発生するところ、この経費については市町村負担金に上乘せすることから、隔年で負担金が大幅に増減するため、共通経費の平準化と安定した財政運営を目的として平成24年度に設置された。令和4年度末の現在高は 17億2,208万5,109円 である。

保健事業等支援基金は被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるために、平成30年度に設置された。令和4年度末の現在高は、19億7,583万4,610円である。

#### 後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

(単位：円)

区 分	令和3年度末 現在高 A (令和4年3月31日現在)	決算年度中増減額 B		令和4年度末 現在高 A+B (令和5年3月31日現在)
		積立額	取崩額	
現 金	16,168,404,285	12,112,217		16,180,516,502
		7,543,482,217	△ 7,531,370,000	

#### 財政調整基金

(単位：円)

区 分	令和3年度末 現在高 A (令和4年3月31日現在)	決算年度中増減額 B		令和4年度末 現在高 A+B (令和5年3月31日現在)
		積立額	取崩額	
現 金	1,928,492,042	△ 206,406,933		1,722,085,109
		336,242,067	△ 542,649,000	

#### 保健事業等支援基金

(単位：円)

区 分	令和3年度末 現在高 A (令和4年3月31日現在)	決算年度中増減額 B		令和4年度末 現在高 A+B (令和5年3月31日現在)
		積立額	取崩額	
現 金	2,175,797,336	△ 199,962,726		1,975,834,610
		37,274	△ 200,000,000	

## 意 見

令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査及び基金運用審査の状況については以上のとおりである。

令和4年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見ると、一般会計においては、予算総額が47億9,227万9,000円、歳入歳出差引残額が5億4,637万1,418円となっている。これは、歳入については、国の医療保険制度改革による窓口負担2割導入に伴い、国庫支出金が予算額を上回り、歳出については、給付及び資格関連事業等事務的経費の効果的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、予算総額が1兆355億7,538万5,000円、歳入歳出差引残額が108億1,132万3,005円となっている。これは、歳入については、被保険者数の増加による保険料の増や国庫支出金の収入額が予算額を上回ったことなど、歳出については、新型コロナウイルス感染症による影響等により、保険給付費や保健事業費の支出額が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

日本の社会保障制度は、急速な少子高齢化により、制度を担う現役世代の人口減少が進行する一方、75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度は、団塊の世代の加入により、被保険者の増加が見込まれる。同時に医療費の増加となり、現役世代の負担を圧迫する。そのため、国においては、負担能力に応じた負担をすることを前提とした高齢者医療制度の見直しを含めた、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための法律を令和5年5月に制定した。

今後も、被保険者が安心して医療を享受できる持続可能な後期高齢者医療制度であり続けるためには、医療費の適正化、被保険者の健康の保持増進にさらなる取り組みを進める必要がある。そのためには、補助金等の活用による財源の確保をはじめ、市町村と連携を図りながら、債権管理の強化、医療費適正化に向けた着実なレセプト点検や後発医薬品の利用促進、健康保持増進のための保健事業の実施等、各事業がより効率的かつ効果的な取り組みとなるよう引き続き努められたい。